

下野上スマートコミュニティ整備事業

公募型プロポーザル実施要領

令和4年7月11日

大熊町

## 目次

1	事業の概要	1
	(1)事業の目的	1
	(2)事業名称	1
	(3)発注方式	1
	(4)計画地	1
	(5)工期	1
	(6)施設計画概要	1
	(7)対象業務及び工事	2
	(8)業務範囲	2
2	事業費参考価格	3
3	参加者の参加資格要件	3
	(1)参加者の構成等	3
	(2)共同企業体の参加要件等	3
	(3)参加者の資格要件等	4
	(4)参加者の参加資格確認基準日	6
	(5)複数企業からなる参加者の構成企業の変更	6
4	選定の手順	7
	(1)選定の方法	7
	(2)選定のスケジュール(予定)	7
	(3)実施要領等の公表	7
	(4)実施要領等に関する質問の提出、回答及び追加説明の公表	8
	(5)一次審査(参加資格審査)書類の提出	9
	(6)一次審査(参加資格審査)及び結果の通知	9
	(7)一次審査(参加資格審査)通過後に参加を辞退する場合	9
	(8)二次審査及び三次審査書類の提出	9
	(9)二次審査及び三次審査の手順	10
	(10)優先交渉権者の決定・公表	11
	(11)審査講評の公表	11
	(12)審査委員会の設置	11
	(13)プロポーザル参加に係る留意事項等	12
5	契約に関する事項	12
	(1)事業実施協定書の締結	12
	(2)契約の締結	13
	(3)契約保証金の納付等	13
	(4)契約書類の構成と優先順位	13

6 その他 .....	13
(1)技術提案資料の取扱い .....	14
(2)情報の提供 .....	14
(3)工事請負契約等に違反した場合の取扱い .....	14
(4)周辺工事との調整 .....	14
(5)事業運営受託者(町が今後選定)との調整 .....	14
(6)町の担当窓口(問い合わせ先) .....	14

## 1 事業の概要

### (1)事業の目的

現在、町では、令和3年2月に策定した「大熊町ゼロカーボンビジョン」に基づき、大熊町下野上地区において、令和6年4月を目途に、スマートコミュニティ事業を開始することとしている。当該事業では、大熊町において、太陽光発電設備、大型蓄電池、送電線等(以下、「電気設備等」という。)を整備することとしている。

これまでのところ、令和2年度から令和3年度にかけて、電気設備等の基本設計及び事業計画の検討を行ったところである。令和4年度、令和5年度は当該事業に係る電気設備等の実施設計及び整備工事を行い、令和6年4月には特定送配電事業として下野上地区内の需要家へ電力供給する予定である。

このたび、上記施設のうち、電気設備等の整備に係る実施設計、工事監理及び整備工事を行うため、「下野上スマートコミュニティ整備事業」(以下、「本事業」という。)を実施することとした。

### (2)事業名称

下野上スマートコミュニティ整備事業

### (3)発注方式

本事業は、公募型プロポーザル方式により選定した優先交渉権者が実施設計業務、工事監理業務及び整備工事業務を一括して行う「デザインビルド方式」により実施するものとする。

### (4)計画地

所在地：福島県双葉郡大熊町大字下野上地内

所有者：大熊町

### (5)工期

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

(ただし、技術提案により工期が短縮される場合には、提案された期日まで)

### (6)施設概要

- ・メガソーラー：最大 3.8MW
- ・大型蓄電池：約 2.0MWh(出力 約 750kW)
- ・自営線：総延長約 4.5km(うち埋設 3.1km)
- ・受変電設備及びGCS盤※
  - ※GCS：グリッドコントロールシステム(EMSと同等の機能を有する)
- ・需要家見込み※

駅西エリア：産業交流施設 9,300 m<sup>2</sup>、社会教育施設 5,000 m<sup>2</sup>、商業施設 1,850 m<sup>2</sup>等  
駅東エリア：民間アパートメント 75 戸（想定）  
旧大野病院跡：再生賃貸住宅 30 戸（集合）  
旧梨畑エリア：再生賃貸住宅 20 戸（戸建）  
中央産業拠点：産業団地 9.1ha（敷地面積）※  
※需要家見込みの用途、規模等の設計条件に関しては、基本設計から変更することを予定していることから、設計条件に関しては発注者と協議のうえ実施設計を行うこと。

### (7)対象業務及び工事

- ア 下野上スマートコミュニティ整備実施設計業務委託
  - ・予定工期：令和 4 年 9 月～令和 4 年 12 月
- イ 下野上スマートコミュニティ整備工事
  - ・予定工期：令和 5 年 1 月～令和 6 年 3 月
- ウ 下野上スマートコミュニティ整備工事監理業務委託
  - ・予定工期：令和 5 年 1 月～令和 6 年 3 月

### (8)業務範囲

業務内容は次のとおりであるが、詳細については、「要求水準書」のほか、「設計業務委託契約書(案)」「工事請負(仮)契約書(案)」「工事監理業務委託契約書(案)」を参照すること。  
また、本事業においては、事業運営受託者(町が今後選定)との協議・調整を行いながら実施すること。

- ア 実施設計業務
  - ・実施設計業務
  - ・概算工事費算定業務、積算業務
  - ・各種申請業務
  - ・交付金等申請に係る支援業務
  - ・総合維持管理業務仕様書(案)の作成支援
  - ・設計に関する事業運営受託者(町が今後選定)との調整業務
  - ・実施設計に係るその他必要な業務
- イ 工事監理業務
  - ・工事監理業務
  - ・変更積算確認
  - ・各種申請業務
  - ・交付金等申請に係る支援業務
  - ・監理に係るその他必要な業務
- ウ 整備工事業務

- ・整備工事業務(外構工事を含む)
  - ・施工段階に係る各種申請業務
  - ・交付金等申請に係る支援業務
  - ・整備範囲、費用負担及び工程等に関する事業運営受託者(町が今後選定)との調整業務
  - ・電気工作物の保安に関する電気主任技術者業務
  - ・整備工事に係るその他必要な業務
- エ その他必要に応じて実施する業務
- ・各種調査業務
  - ・周辺で同時期に実施される他事業の状況把握や事業間の調整業務
  - ・事業運営受託者(町が今後選定)との各種調整
  - ・町議会及び全員協議会への対応に係る支援業務等
  - ・その他必要な業務

## 2 事業費参考価格

実施設計費 94,120,000 円(税抜き)

工事監理費 87,000,000 円(税抜き)

整備工事費 1,918,879,000 円(税抜き)

上記各参考価格を上限とし、各参考価格の範囲内で参加者が提案する価格(以下、「提案価格」という。)を契約限度額とする。なお、参考価格を超える提案価格を提出した場合は、失格となる。

## 3 参加者の参加資格要件

### (1)参加者の構成等

ア 参加者は、町の求める性能を備えた本施設の実施設計、工事監理及び整備工事を行うことができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業により構成された特定建設工事共同企業体(以下、「共同企業体」という。)又は単体企業とする。

イ 参加者は、本施設の実施設計を行うもの(以下、「設計企業」という。)、本施設の工事監理を行うもの(以下、「工事監理企業」という。)、及び本施設を整備工事するもの(以下、「整備工事企業」という。)により構成されるものとする。なお、一社が各々の業務を兼ねて実施することは可とする。

ウ 本プロポーザルに参加する単体企業は、他の共同企業体の一員(以下、「構成員」という。)となることはできない。また、一共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として同時に本プロポーザルに参加することはできない。

### (2)共同企業体の参加要件等

参加者が共同企業体である場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 共同企業体の構成員の数は 3 社以内とし、構成員のうち整備工事企業については、最小の

- 出資者の出資割合は構成員の数が2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上とする。
- イ 共同企業体の構成員の組み合わせについては、構成員のうち整備工事企業については、大熊町 建設工事競争参加者の資格を定める基準(大熊町建設工事に係る共同企業体取扱要綱(昭和61年10月21日訓令第3号))による組み合わせとする。
- ウ 共同企業体の構成員のいずれかと資本面において関係のある者、若しくは人事面で関係のある者が、他の共同企業体の構成員でない。

注)「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は企業の出資の総額の100分の50を超える出資をしている者いい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下においても同様とする。

- エ 共同企業体のうち、中心的役割を担う者で施工能力の大きい者を代表企業とし、一次審査(参加資格審査)における提出書類にて明らかにすること。
- オ 代表企業は、本プロポーザルへの応募手続きや優先交渉権者となった場合の契約協議など町との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成員の債務全てについて責任を負うものとする。なお、構成員が負担する責任の詳細については、特定建設工事共同体協定書(案)を参照すること。
- カ 大熊町プロポーザル方式実施要綱(平成29年2月23日訓令第3号)第7条第3項第3号から第6号までを満たすこと。

### (3)参加者の資格要件等

#### ア 参加者の共通資格要件

参加各社は、それぞれ次に掲げる(ア)～(ケ)の資格要件を満たすこと。

- (ア)本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (ウ)会社更生法(平成14年法律第154号)第30条の規定により更生手続き開始の申し立てをした者においては、同法に基づく裁判所の更生計画認可が参加資格確認に必要な書類の提出期限までになされた者であること。
- (エ)会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定による特別清算開始の申し立てがなされていないこと。
- (オ)破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (カ)手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- (キ)過去2年間、法人税、消費税、事業税、法人市民税、固定資産税等の公租公課を滞納していないこと。

(ク)大熊町の契約に関する暴力団等排除措置要綱(大熊町建設工事暴力団等排除対策措置要綱(平成21年3月12日要綱第4号))に規定する措置要件によること。

(ケ)工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等(昭和61年10月21日訓令第2号)により入札参加制限中の者でないこと。

#### イ 設計企業の資格要件

設計企業は、次に掲げる(ア)～(ウ)の資格要件を満たすこと。共同企業体において設計企業が2社以上となる場合、1社は全ての資格要件を満たし、その他は(ア)を満たすこと。

(ア)一次審査資料の提出期限の日から優先交渉権者の決定の時までの期間に、建築士法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと。

(イ)過去10年間に、「出力1MW以上の太陽光発電設備の設置工事」に係る設計業務又は工事監理業務を完了した実績を有すること。

(ウ)過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある管理技術者を配置できること。

#### ウ 設計企業の管理技術者の資格要件

設計企業の管理技術者は、次に掲げる(ア)の資格要件を満たすこと。

なお、設計企業の管理技術者は、整備工事企業の監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)及び現場代理人を兼ねることはできない。また、主たる会議体に出席できる者であることとし、一次審査(参加資格審査)書類提出後は、町がやむを得ないと認める場合を除き、管理技術者の変更及び追加は認めない。

(ア)設備設計一級建築士、又は技術士(電気電子部門)、又は建築設備士、又は電気主任技術者であること。

#### エ 工事監理企業の資格要件

工事監理企業は、次に掲げる(ア)～(ウ)の資格要件を満たすこと。共同企業体において、工事監理企業が2社以上となる場合、1社は全ての資格要件を満たし、その他は(ア)の資格要件を満たすこと。

(ア)一次審査(参加資格審査)資料の提出期限の日から優先交渉権者の決定の時までの期間に、建築士法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと。

(イ)過去10年間に、「出力1MW以上の太陽光発電設備の設置工事」に係る設計業務又は工事監理業務を完了した実績を有すること。

(ウ)過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、管理技術者を配置できること。

#### オ 工事監理企業の管理技術者の資格要件

工事監理企業の管理技術者は、次に掲げる(ア)又は(イ)の資格要件を満たすこと。なお、工事監理企業の管理技術者は、整備工事企業の監理技術者等及び現場代理人を兼ねることはできない。

また、主たる会議体に出席できる者であることとし、一次審査(参加資格審査)書類提出



後は、町がやむを得ないと認める場合を除き、管理技術者の変更及び追加は認めない。

(ア) 設備設計一級建築士、又は建築設備士の資格取得後 2 年以上の実務経験を有している者

(イ) 技術士(電気電子部門)、又は電気工事施工管理技士(1級)、又は電気主任技術者の資格取得後 2 年以上の実務経験を有している者

#### カ 整備工事企業の資格要件

整備工事企業は、次に掲げる(ア)～(エ)の資格要件を満たすこと。共同企業体において整備工事企業が 2 社以上となる場合は、共同企業体の構成企業をもって全ての資格要件を満たすこと。

(ア)建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく、「電気工事業」の特定建設業許可を有すること。

(イ)過去 10 年間に、「出力1MW 以上の太陽光発電設備の設置工事」を完了した実績を有すること。ただし、監理技術者等及び現場代理人が属する企業の実績とする。

(ウ)以下のa、bの要件を満たす監理技術者等を、建設業法の定めるところにより専任で配置できること。

a.1 級電気施工管理技士の資格を有し、監理技術者にあつては電気工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。

b.過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(エ)過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者を、現場代理人として配置できること。

#### キ 整備工事企業の監理技術者等の資格要件

整備工事企業の監理技術者等は、次に掲げる(ア)(イ)の資格要件を満たすこと。また、主たる会議体に出席できる者であることとし、一次審査(参加資格審査)書類提出後は、町がやむを得ないと認める場合を除き、監理技術者等及び現場代理人の変更及び追加は認めない。なお、監理技術者等は、現場代理人を兼任することができる。

(ア)建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条に基づく1級電気施工管理技士の資格を有し、監理技術者にあつては電気工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。

(イ)過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

#### (4)参加者の参加資格確認基準日

参加者の参加資格の確認は、一次審査(参加資格審査)書類の提出日を基準として行う。ただし、参加資格の確認後、優先交渉権者決定日までに参加者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

#### (5)複数企業からなる参加者の構成企業の変更

一次審査(参加資格審査)書類により参加の意思を表明した参加者の構成企業の変更は原則として認めない。

ただし、やむを得ない事象が生じた場合は町と協議を行うものとする。協議の結果、町が妥当と判断した場合は二次審査(基礎審査・価格審査・実績審査)及び三次審査(技術提案審査)書類の提出以前であった場合に限り、代表企業を除く構成企業については参加資格の確認を受けた上で変更することができるものとする。

また、二次審査(基礎審査・価格審査・実績審査)及び三次審査(技術提案審査)書類の提出以降、契約の締結までの期間における代表企業以外の構成企業の変更については、当該変更後においても優先交渉権者の業務内容が担保されることを町が確認した場合に限り認めるものとする。

## 4 選定の手順

### (1)選定の方法

本事業は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式を採用する。

### (2)選定のスケジュール(予定)

#### ■事業者選定スケジュール

日程	内容
令和4年7月11日(月)	実施要領等の公表
令和4年7月15日(金)	実施要領等に関する質問の提出期限
令和4年7月22日(金)	実施要領等に関する質問への回答及び追加説明の公表
令和4年7月29日(金)	一次審査(参加資格審査)書類提出期限
令和4年8月3日(水)	一次審査結果の通知
令和4年8月24日(水)	二次審査(基礎審査・価格審査・実績審査)及び三次審査(技術提案審査)書類の提出期限
令和4年8月26日(金)	ヒアリング実施者への通知
令和4年9月上旬	ヒアリングの実施
令和4年9月上旬	優先交渉権者の決定
令和4年9月上旬	事業実施協定の締結
令和4年9月上旬	実施設計業務委託契約の締結
令和5年1月頃	工事請負契約及び工事監理業務委託契約の締結

### (3)実施要領等の公表

町は、令和4年7月11日(月)に本事業の公募と同時に、次に示す書類(以下、「実施要領等」という。)を公表する。

- ・実施要領
- ・要求水準書
- ・用語の定義
- ・優先交渉権者決定基準
- ・提案様式集
- ・設計業務委託契約書(案)
- ・工事請負(仮)契約書(案)
- ・工事監理業務委託契約書(案)
- ・事業実施協定書(案)
- ・リスク分担表
- ・秘密保持に関する確認書
- ・特定建設工事共同体協定書(案)
- ・質問書

要求水準書の添付資料 B1～B8 及び参考資料については、DVD-R ディスクを6(6)に記載する担当窓口を受け取りに来た者に「添付 A9 下野上スマートコミュニティ整備事業 秘密保持に関する確認書」及び「印鑑証明書」(3 か月以内のものに限る。)の提出と引き換えに配布する。配布期間は令和4年7月11日(月)から同7月28日(木)までとする。

#### (4)実施要領等に関する質問の提出、回答及び追加説明の公表

実施要領等に関する質問がある場合には、「添付 A3 提案様式集」の「添付 A11 質問書」に質問ごとに簡潔に記載し、令和4年7月15日(金)までに以下のように書類及び CD-R を提出すること。

なお、本事業に係る質問以外には、回答しない。

また、提出前には6(6)に記載する担当窓口の前日までに事前の連絡を行うこと。

##### ■質問の提出

項目	内容
提出期限	令和4年7月15日(金)午後5時まで
提出場所	大熊町 ゼロカーボン推進課(大熊町役場本庁舎)
提出方法	参加者(共同企業体の場合は代表企業)による持参 ※平日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く) ※郵送や電子メールによる提出は受け付けない
提出部数	2部(提出書類とともに Excel 形式にて作成した電子データを CD-R1 枚に記録し、2部提出すること。)

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術又はノウハウ等、質問者の権利又は競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和4年7月22日(金)以降、町ホームページで公表する。また、本事業に係る質問以外には、回答しない。

上記質問に対する回答に併せて必要に応じて追加説明を町ホームページにて公表する。

#### (5)一次審査(参加資格審査)書類の提出

参加者は、一次審査に必要な書類を以下のとおり提出すること。一次審査書類の様式については「添付 A3 提案様式集」を参照すること。

なお、提出前には6(6)に記載する担当窓口の前日までに事前の連絡を行うこと。

併せて、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(404 円)の切手を貼った長 3 号封筒を提出すること。

##### ■一次審査書類の提出

項目	内容
提出期限	令和 4 年 7 月 29 日(金)午後 5 時まで
提出場所	大熊町 ゼロカーボン推進課(大熊町役場本庁舎)
提出方法	参加者(共同企業体の場合は代表企業)による持参 ※平日午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までの間は除く) ※郵送や電子メールによる提出は受け付けない
提出部数	正本 2 部(提出書類とともに pdf 形式にて作成した電子データを CD-R1 枚に記録し、2 部提出すること。)

#### (6)一次審査(参加資格審査)及び結果の通知

町は、提出された一次審査書類をもとに、参加者が「3 参加者の参加資格要件」で規定する要件を満たしているか確認を行い、資格審査結果通知書を令和 4 年 8 月 3 日(水)以降に参加者に郵送する。

なお、一次審査を通過しなかった参加者は、通知を受けた日から 15 日以内に、町に対し、書面によりその理由について、書面により説明を求めることができる。併せて、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(404 円)の切手を貼った長 3 号封筒を提出すること。

#### (7)一次審査(参加資格審査)通過後に参加を辞退する場合

一次審査通過者が、資格審査結果通知書の受領後に参加を辞退しようとする場合には、二次審査及び三次審査書類の提出期限である令和 4 年 8 月 24 日(水)午後 5 時までに、辞退届(様式 1-12、押印原本 1 部)を大熊町ゼロカーボン推進課に持参又は郵送(書留又は簡易書留郵便で期日までに必着)により提出すること。

#### (8)二次審査及び三次審査書類の提出

一次審査通過者は、二次審査(基礎審査、価格審査、実績審査)及び三次審査(技術提案審

査)に必要な書類を、以下のとおり提出すること。二次審査書類及び三次審査書類の様式については「添付 A3 提案様式集」を参照すること。併せて、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(404 円)の切手を貼った長 3 号封筒を提出すること。

なお、提出前には6(6)に記載する担当窓口に前日までに事前の連絡を行うこと。

■二次審査及び三次審査書類の提出

項目	内容
提出期限	令和 4 年 8 月 24 日(水)午後 5 時まで
提出場所	大熊町 ゼロカーボン推進課(大熊町役場本庁舎)
提出方法	一次審査通過者(共同企業体の場合は代表企業)による持参 ※平日午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までの間は除く) ※郵送や電子メールによる提出は受け付けない
提出部数	提案に関する提出書類(提案内容がわかる図面等及び説明用の資料(任意)を含む)9 部(正本 2 部、副本 6 部)(提出書類とともに pdf 形式にて作成した電子データを CD-R1 枚に記録し、2 部提出すること。)

(9)二次審査及び三次審査の手順

次のア、イに示すとおり実施する。詳細については、「添付 A2 優先交渉権者決定基準」を参照すること。なお、技術提案の内容は、経済性、工期等の条件を踏まえて実現性の高い提案とすること。

ア 二次審査(基礎審査、価格審査、実績審査)

(ア)基礎審査

町は、提出された二次審査及び三次審査書類の記載内容について、本事業の基本的条件及び要求水準を充足しているか確認する。その結果、充足していないと判断される場合は、当該提出書類の提出者に必要に応じて確認のうえ、失格とする。

(イ)価格の確認

一次審査通過者から提案された価格について、実施要領等で示す前提条件が正確に反映されているか、また、計算上の誤りがないかを確認する。価格の算出方法に誤りがあることが明らかな場合は、内容を確認のうえ、失格か否か判断する。

なお、価格については、「添付 A2 優先交渉権者決定基準」に基づき、得点を付与する。

(ウ)実績の確認

実績審査では、「添付 A2 優先交渉権者決定基準」に基づき、一次審査(参加資格審査)書類の提出日から過去 10 年間における一次審査通過者の実績を審査し、得点を付与する。

(エ)二次審査結果およびヒアリング実施日時の通知

町は、上記に基づき、一次審査通過者の順位づけを行い、審査結果通知書およびヒアリング実施日時の通知を令和4年8月26日(金)以降に参加者に郵送する。

なお、二次審査を通過しなかった一次審査通過者は、通知を受けた日から15日以内に、町に対し、書面によりその理由について、書面により説明を求めることができる。

#### イ 三次審査(技術提案審査)

技術提案審査項目については、「添付 A2 優先交渉権者決定基準」に基づき、審査委員会において二次審査通過者の技術提案内容を審査し、得点を付与する。

### (10)優先交渉権者の決定・公表

町は、4(9)イに記載する審査委員会の審査報告を踏まえ、総合評価点の最も高い提案をした者を優先交渉権者と決定する。また、総合評価点の最も高い提案をした者が2以上あるときは、「添付 A2 優先交渉権者決定基準」に基づき、技術提案審査による得点が最も高い者を優先交渉権者とし、これも同点の場合には該当者によるくじ引きにより優先交渉権者を選定する。なお、審査は非公表とする。

審査においては、「添付 A2 優先交渉権者決定基準」における定性的評価点のうち、技術提案審査の得点は72点を最低基準点とし、三次審査対象者が1者であっても最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

結果については、審査結果通知書を令和4年9月上旬に三次審査対象者に郵送すると共に、町ホームページ等で公表する。なお、特定されなかった参加者は、通知を受けた日から15日以内に、町に対し、書面によりその理由について、書面により説明を求めることができる。

また、町は、優先交渉権者との間で優先的に事業実施協定書の合意に関する交渉を行うものとし、優先交渉権者と交渉が整わない場合に、優先交渉権者の次に優れた提案を行った者(以下、「次点交渉権者」という。)と交渉を行うものとする。

また、優先交渉権者(共同企業体の場合は代表企業又は構成員)が、優先交渉権者の決定から実施設計業務委託契約の締結までに、町との契約に関して以下の事由に該当した場合は失格とする。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条、第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

イ 贈賄・談合等著しく町との信頼関係を損なう不正行為の容疑により、個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

### (11)審査結果の公表

町は、9月上旬ごろ優先交渉権者及び次点交渉権者の決定後、審査結果を公表する。

## (12) 審査委員会の設置

技術提案書の審査は、審査委員会において行う。審査委員会は、外部有識者等を含む6名の委員(以下「審査委員」という。)により構成される。

## (13) プロポーザル参加に係る留意事項等

### ア 実施要領等の承諾

参加者は、町への一次審査書類の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとす。

### イ 費用負担

プロポーザル参加に関し必要な費用は、参加者の負担とする。

### ウ 提出書類の取り扱い

#### (ア) 提出書類の返却

参加者より提出された書類は、返却しないものとする。

#### (イ) 著作権

町が示した図書の著作権は町に帰属し、その他の提出書類の著作権は各参加者に帰属する。なお、町は本事業において、公表時には、優先交渉権者の承諾を得たものとして、二次審査及び三次審査書類のうち、「添付A3 提案様式集の様式2-10～2-15」の全部又は一部(公にすることにより参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。)を無償で使用できるものとする。

#### (ウ) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え、再提出は、町から指示する場合を除き、認めない。

#### (エ) 追加資料の提出

町は、必要と認めた場合、追加資料の提出を要求することがある。

### エ 町からの提示資料の取扱い

町が本事業に関して提供する資料は、本事業へのプロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

### オ 参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案のみ行うことができる。

### カ 虚偽の記載をした場合

参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、損害賠償の請求等の措置を講じることがある。

### キ 使用言語、単位及び時刻

参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定める国際単位系(SI)、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

## 5 契約に関する事項

### (1)事業実施協定書の締結

町と優先交渉権者は、速やかに「添付 A7 事業実施協定書(案)」に基づく事業実施協定を締結する。優先交渉権者が共同企業体の場合は、町と共同企業体における代表企業にて締結する。

### (2)契約の締結

町と優先交渉権者は、事業実施協定書を締結後、「添付 A4 設計業務委託契約書(案)」及び事業実施協定書に基づき実施設計業務委託契約を締結する。また、実施設計において提案価格を下回るように最善の努力を行うこと。なお、提案内容に含まれる特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として受注者が負うものとする。

また、実施設計が終わった段階で、価格交渉を行い、最終的な見積書等の事業費金額について、町との確認・合意を得た後、「添付 A5 工事請負(仮)契約書(案)及び事業実施協定書」に基づき工事請負仮契約を締結する。その後、町議会において当該契約に係る議決が可決された時をもって本契約としての効力が生じるものとする。

本工事請負契約の締結に併せて、「添付 A6 工事監理業務委託契約書(案)及び事業実施協定書」に基づき工事監理業務委託契約を締結する。

### (3)契約保証金の納付等

優先交渉権者は、大熊町財務規則(昭和 58 年 1 月 10 日規則第 1 号、改訂平成 28 年 3 月 31 日規則第 12 号第 6 章第 1 節第 97 条)に基づき、業務委託契約及び工事請負仮契約の締結までに、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する契約保証金を町に納付しなければならない。

ただし、優先交渉権者は、以下のいずれかの方法により、契約保証金の納付の免除を受けることができる。

- ア 有価証券の提供
- イ 保証事業会社の保証
- ウ 公共工事履行保証証券(履行ボンド)による保証
- エ 履行保証保険契約の締結

### (4)契約書類の構成と優先順位

契約書類の構成及び優先順位は次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とし、その他優先順位などについて疑義が生じた場合には、町と協議のうえ決定する。

- ア 設計業務委託契約書、工事請負(仮)契約書、工事監理業務委託契約書
- イ 事業実施協定書
- ウ 質問回答書・追加説明書
- エ 要求水準書等
- オ 技術提案書
- カ 事業費見積書、事業費内訳明細書



## 6 その他

### (1)技術提案資料の取扱い

優先交渉権者の提案内容について、実施設計業務の過程において、町との協議により具体的仕様その他を決定する。

### (2)情報の提供

町は、本事業に関する情報提供を、町ホームページを通じて適宜行う。

### (3)工事請負契約等に違反した場合の取扱い

事業実施協定若しくは契約の締結後、これらの協定若しくは契約に違反し、又は優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、あるいは技術提案に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等(昭和 61 年 10 月 21 日訓令第 2 号)により、期間を定め指名停止を行う場合がある。

### (4)周辺工事との調整

周辺では「大熊町下野上地区基盤整備工事(発注者:独立行政法人都市再生機構、受注者:清水・青木あすなろ建設工事共同企業体、工期:令和 3 年 12 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)」が実施されている。また、同時期には商業施設の整備(令和6年度中を目途に開業予定)、産業交流施設の整備(令和 6 年 11 月末まで)も計画されている。よって、本事業の実施にあたっては、搬出入経路を含め、町及び周辺工事施工者等と調整を要する。

### (5)事業運営受託者(町が今後選定)との調整

本事業においては、施設整備内容や維持管理運営内容について、事業運営受託者(町が今後選定)との連携・調整を行いながら実施すること。

### (6)町の担当窓口(問い合わせ先)

大熊町 ゼロカーボン推進課

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

電話:0240-23-7597

※土日祝日の対応は除く

※受付時間は午前 9 時から午後 5 時(正午から午後 1 時までの間は除く)